

市町村合併を考える⑧

地方制度調査会の

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」

の概要についてお知らせします

平成17年4月以降の合併推進について

①平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を定め、一定期間さらに合併を進めることにしています

新しいまちづくりをするための、国からの借り入れや補助されるお金は、現行の合併特例法にあるような財政の援助はありません。

合併に関する障害を除去するための特例は引き続き残されます。特例は、合併算定替（1）、地方税の不均一課税（2）、議員の在任特例（3）などです。

- 1 合併後、10年間（その後経過措置は5年間）は普通交付税で支援される。
- 2 合併後、合併市町村の全区域にわたって市町村民税などの税金を同じにした場合、住民に公平でないと認められる場合については、5年間は旧合併関係市町村の区域の間で別々の税額とすることができる。
- 3 合併関係市町村の議会議員は、2年間在任できる。

②都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併に関するあっせんや合併協議会の設置の勧告ができるようになりました。

構想は、現行の合併特例法の下で合併できなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象。

構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万人未満を目安とすることが明記されました。ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮することとしています。

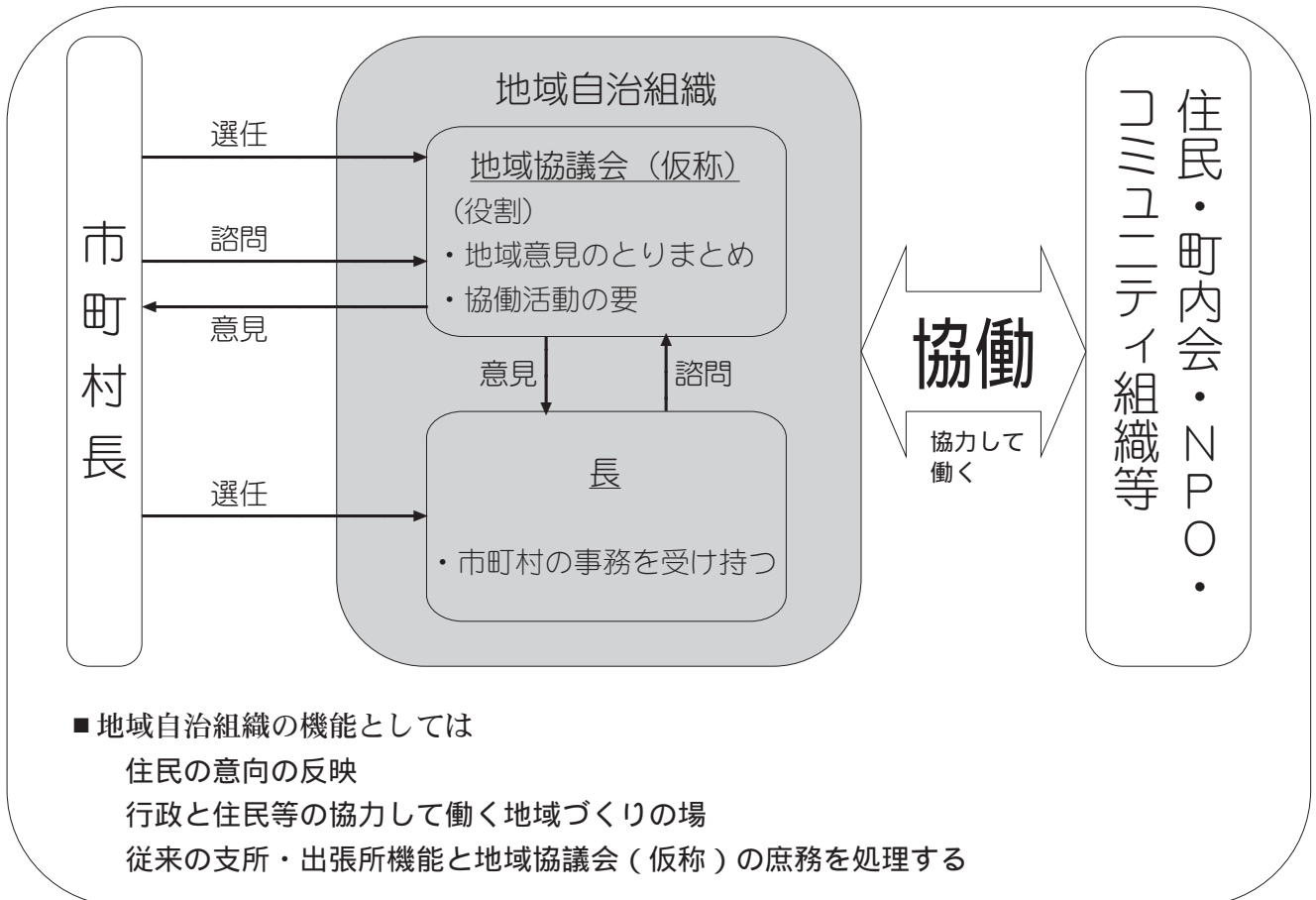
③平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置などを講じられることになりました。

地域自治組織について

① 基本的考え方

■ 市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置できることとするべきである。

■ 地域自治組織のイメージ



② 制度のポイント

自治組織の仕組み	任意に設置できる制度（一般制度）	合併市町村に限り法人格を有するタイプ（特別地方公共団体） 旧市町村単位に合併後、一定期間設置できる
地域協議会（仮称）の構成員	市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体など地域の団体からの推薦や公募に基づき選任する	合併協議で選出方法を定める（規約で定める）
区域・名称・事務の範囲など	自主性を尊重	
公職選挙法による選挙	導入しない	
地域自治組織の長	市町村長が選任	
報酬	地域協議会の構成員は、原則として無報酬	